

沖縄県へき地保育所立入調査実施要領

平成30年7月27日 沖縄県子ども生活福祉部長決裁

第1 趣旨

この要領は、離島その他の地域において、特例保育（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施することができる市町村が設置する認可外保育施設（以下、「へき地保育所」という。）に対する児童福祉法第59条第1項の規定に基づく立入調査の実施について、必要な事項を定める。

第2 立入調査基準

へき地保育所の立入調査は、原則として2年に1回、入所児童の福祉の向上を図ることを目的に、別表に定める「沖縄県へき地保育所指導監督基準」により行うこととする。

第3 実施体制

立入調査は、原則として職員2名以上で行う。

第4 実施方法

(1) 実施計画

県福祉事務所長（以下「所長」という。）は、当該年度の立入調査実施計画を決定し、毎年5月末日までに様式1を子育て支援課長に提出するものとする。

(2) 実施通知

所長は、立入調査の期日、立入調査職員の氏名、整備しておくべき書類、提出すべき書類、その他必要な事項等を、原則として立入調査の1ヶ月前までに通知するものとする。

(3) 立入調査等の提出

所長は、別に定める「へき地保育所立入調査調書」を立入調査実施期日の2週間前までに市町村長に対し提出を求め、立入調査日は、当該調書等により調査を実施するものとする。

(4) 立会い

立入調査は当該へき地保育所を所管する市町村職員の立会いを求めて実施するものとする。

(5) 講評

立入調査職員は、立入調査終了後、当該立入調査の結果について、責任者に対し、現地において講評を行うものとする。

第5 立入調査結果の措置

所長は、立入調査の結果、指摘事項に対する是正改善状況の報告を求める必要がある場合は、市町村長に対し様式2を添えて通知する。

第6 報告

所長は、様式2を実施年度末日までに子育て支援課長に提出するものとする。

第7 その他

その他必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年7月27日から施行する。ただし、平成30年度は第4(1)の規定については、平成30年9月末日までに様式1を子育て支援課長に提出するものとする。